

令和5年 第11回

陸別町教育委員会会議録  
(公開用)

自 令和5年8月17日

至 令和5年8月17日

陸別町教育委員会

令和5年 第11回 陸別町教育委員会会議録

招集の場所	陸別町役場 3階 委員会室			
開閉会日時 及び宣告	開会	令和5年8月17日 午前9時23分	教育長	有田 勝彦
	閉会	令和5年8月17日 午前10時29分	教育長	有田 勝彦
委員の出席 及び欠席 ○出席を示す ×欠席を示す	教育長	有田 勝彦	○	出席 4人 欠席 0人
	教育長職務代理者	西岡 愛則	○	
	委員	小木 育子	○	
	委員	後藤 和美	○	
会議録署名委員	後藤 和美			
説明のため会議 に出席した 者の職氏名	次長	副島 俊樹		
	主任主査	遠藤 香奈		
職務のため会議に 出席した者の職氏名				
会議に付 した事件	議案第23号－令和6年度に使用する小学校用教科用図書の採択について			
	議案第24号－令和6年度に使用する中学校用教科用図書の採択について			
	議案第25号－令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に 規定する教科用図書の採択について			
	議案第26号－令和5年度教育費等補正予算等について			
会議の経過	別紙のとおり			

---

◎開会宣告

---

○有田教育長 　　ただいまより、令和5年第11回陸別町教育委員会会議を開会します。

---

◎会議録署名委員の指名

---

○有田教育長 　　本日の会議録署名委員は、後藤委員にお願いをします。

---

◎事務報告

---

○有田教育長 　　事務報告を行います。

事務局より、説明をお願いします。

○遠藤主任主査 　　管理関係について報告いたします。

7月14日、第10回陸別町教育委員会会議ということで、こちらのほうで開催しております。

7月18日、第4回陸別町校長・教頭会議を開催いたしました。

7月28日、令和5年度第12地区教科書採択教育委員協議会（第4回目）ということで、教育長が出席、幕別町のほうに出向かれております。

21日、第58回北海道市町村教育委員研修会ということで札幌市で開催されまして、教育長と小木委員、後藤委員、出席されて、私のほうも一緒に行かせていただいています。

7月24日、令和5年度第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会ということで、教育長がZOOMで参加しています。

同じく24日、小学校の1学期終業式ということで、本日まで夏季休業となっています。

25日は中学校の1学期の終業式が行われまして、中学校も本日まで夏季休業です。

7月28日、令和5年度第12地区教科書採択教育委員協議会ということで第5回が開催されまして、教育長が幕別町へ出席しています。

8月8日、第6回の教科書採択の協議会が開催されまして、こちらは最終の協議会になりますが、教育長が出席しています。

8月11日から15日まで学校閉庁日ということで、小中学校、学校閉庁日でした。

管理関係については、以上です。

○副島次長 　　続きまして、社会教育関係を報告いたします。

7月15日に令和5年度自然講座「水中の生物を探ろう」を清水川で実施しております。参加者1名、職員2名となっておりますが、当初、参加者、児童3名、保護者1名の4名を予定

しておりましたが、当日、このうち3名、1家族になるのですが、当日体調不良のため、急遽欠席ということで1名の参加に終わっております。

17日、第69回十勝管内PTA研究大会、陸別大会をタウンホールで開催しております。有田教育長、小木委員ほか職員3名が出席しております。

同じく17日に、令和5年度北海道みんなの日協力事業ということで、関寛齋資料館無料開放を行っております。入場者は43名でありました。

19日、令和5年度第3回陸別町ことぶき大学、帯広市で美術館の見学をしております。参加者8名であります。

25日から27日、令和5年度の魅力・体感inりくべつ事業、イベント広場で行っております。参加者は13名、職員8名で対応しております。

29日、令和5年度自然講座「ラフティング」の1回目です。利別川で行っております。参加者4名であります。

8月8日、第2回公民館工作教室を公民館で実施しております。参加者は3名でありました。2ページになります。

社会体育関係であります。

7月14日、第2回スポーツ推進委員会議を開催しております。

7月19日、5歳児水遊び教室ということで、水遊び教室は全10回を実施しております。

6月21日から7月24日までということで実施をしております。

7月24日、スポーツ振興基金運用委員会、同じく8月3日、スポーツ振興基金運用委員会をそれぞれ開催しております。主な内容は、柔道の全道大会出席に係る分、それとチアリーディングの全国大会参加に係る分の協議ということで実施をしております。

給食関係であります。

8月4日、給食の町民試食会をタウンホールで開催しております。参加者は104名でありました。

引き続きまして、今後の予定であります。

記載のとおりであります。8月18日、明日ですが、陸別小学校・中学校の第2学期始業式であります。

8月23日から週1回、中学生以上対象のヒップホップダンス教室を開催いたします。

8月25日、令和5年度十勝管内市町村教育委員会教育長移動研修会、清水町で開催されます。

8月26日から27日、りくべつスポーツ交流の日ということで、今までのスポーツレクに代わる事業ということで、町内の体育施設で開催をする予定であります。

26日土曜日につきましては、午前中、水泳の記録会、それと夜、カローリング、27日につきましては、午前中、パークゴルフ大会、午後からソフトボール大会を予定してございます。

29日、中学生等海外研修派遣事業代替事業の事前説明会をタウンホールで開催する予定で

す。行き先はニセコ町でございます。対象者17人でありましたが、参加予定は16人ということでもあります。

9月2日、令和5年度自然講座「ラフティング」の2回目を実施する予定です。

9月5日から陸別町議会9月定例会が開会されます。

9月9日、土曜日ですが陸小まつり。

9月19日から22日、令和5年度中学生等海外研修派遣事業代替事業、ニセコ町です。

9月29日、文化財団アドバイザー事業（関寛斎関係）のアドバイザー事業ということで、講師の方を派遣していただいでの事業となります。

以上、今後の予定ということで報告をいたします。

以上でございます。

○有田教育長　それでは、事務報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

---

### ◎報告事項

---

○有田教育長　それでは、次に報告事項に入ります。

報告事項、各委員の任命、委嘱について事務局より報告をお願いします。

○副島次長　それでは、各委員の任命及び委嘱について御説明をいたします。

陸別町スポーツ指導員の委嘱。

今回新たに委嘱する必要が生じたため、1名の方を委嘱しております。

氏名、清水達登、住所、新町2区、サッカー少年団の生活指導者でございます。

清水さんは、陸別小学校の教諭でございます。

委嘱年月日は、令和5年7月25日であります。

スポーツ指導員につきましては、6月のこの会議で今年度新たに9名を委嘱してございますけれども、今回新たに1名追加という形になります。

実技指導者が各団体4名までということになりますので、それ以上になった方は生活指導者という形での委嘱ということになります。

以上でございます。

○有田教育長　それでは、ただいまの報告事項について、御意見、御質問があればと思えますけれども、どうですか。

（「なし」の声あり）

---

## ◎教育長業務報告

---

○有田教育長　それでは、次に教育長業務報告について、私のほうから御報告をいたします。  
別冊の教育長業務報告を御覧ください。

(別冊「教育長業務報告」について教育長より報告)

---

## ◎議案審議

---

○有田教育長　それでは、次に議事に入ります。

議案第23号令和6年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてを議題とします。

事務局より、提案理由の説明をお願いします。

○副島次長　それでは、議案第23号令和6年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてであります。

令和6年度に使用する小学校用教科用図書を採択する必要があるため、御提案とさせていただきます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定により、令和6年度に使用する小学校用教科用図書を次のとおり採択する。

記。

1、小学校用教科用図書一覧。

種目と発行者でございます。

国語、教育出版。

書写、教育出版。

社会、東京書籍。

地図、帝国書院。

算数、東京書籍。

理科、教育出版。

生活、教育出版。

音楽、教育出版。

図画工作、日本文教出版。

家庭、開隆堂出版。

保健、G a k k e n。

英語、教育出版。

道徳、東京書籍。

以上、採択しようとするものです。

陸別町立学校の教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び同法施行令第15条に基づき、教科用図書採択地区、十勝町村の場合は第12地区教科書採択教育委員会協議会において採択を決定した教科書を4年間使用することとなります。

令和6年度に使用する教科書は、今年、令和5年8月に採択が決定されたもので、令和6年度から令和9年度まで使用するものであります。

議案書5ページ、6ページに関連する法令、7ページから10ページに協議会での採択結果と理由を掲載しておりますので御確認をお願いいたします。

関連法令につきましては、特に波線を引いてある部分と関係するところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第23号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○有田教育長　それでは、議案第23号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

ちょっと補足ですけれども、さっきの事務報告でもありましたけれども、私がこの第12地区の教科書採択の教育委員協議会の委員ということで、各管内の町村の教育長が入って協議をしております。十勝管内においては、帯広市は別の協議会になります。帯広市以外の十勝管内の町村は第12地区という協議会をつくって決定をしております。ちなみに、令和3年度から、3、4、5、6、今年もあるか、2、3、4、5か、今年、令和5年度まで使っている教科書は、令和2年度から4年間、採択を受けて決定しますけれども、だから4年前、令和5年度に同じような協議会やっていますけれども、教科書の発行者は全て、全教科、同じところになっています。教科書協議会については、6回全部でやっていますけれども、最初の3回ぐらいは事務的な手続きだとかの話だけで、4回目には各教科ごとに教職員だとか、それから保護者だとか、学識経験者等を入れて、調査委員会という調査を設けて、どの教科書がいいか、検定を受けた教科書からどの教科書がいいかということで調査をします。第4回のときに、その委員長と副委員長が来て、それぞれの教科書について、ここがいいですよということで調査の報告を受けます。調査の報告を受けた後、第5回のときに、大体一番少ないところで1、1か所しかないとか、あと2社あったり、多いところで6とか7とかってあるのですけれども、第5回のときに、その報告を受けた結果に基づいて、協議会の中で2社まで絞ります。各教科ごとに各委員の教育長たちから意見をいただいて、どこどこがいいのではないかなというような話をして、数が多いところで大体全員の意見をとりまとめて、5回のときに2社に絞ります。最終の第6回のときには、その2社のうち、どちらかにするかということで、最終的にまた教育長である委員から意見を求めて、例えばA社がいいです、B社がいいです、三、四人大体意見を出すのですけれども、大体多数決で多いほ

うを協議会の会長がとりまとめて、A社が3社、B社が1社だったらA社でどうですかというような感じの中で最終的には全会一致の中で決定をするという運びの中で最終に8月8日に決定をした中身が今回の提案をした中身ということで、これを各町村教育委員会で採択をして最終決定になるというような運びになるという流れであります。

結果的には各社いろいろあるのですけれども、どこも文科省の検定を受けた教科書であるということなので、ただ不備があるわけではありませんけれども、前回からの流れで、今回も同じ発行者になったという形なのかなというような状況であります。

○西岡委員　　その中で議論があったというわけでもない。

○有田教育長　　そうですね。なかなか議論というか、どこが駄目だという感じではなくて、どこがいいですよ、いいですよという話になってくるので、例えば北海道の事象が扱われたものとか、写真だとか、それから北海道の中でも特に十勝のものだとかという部分がちょっと分かりやすいかなという感じかなと思っています。国語、書写、社会においても、いろいろそれぞれにおいて、この8ページのところから理由はあるのですけれども、イラストだとか、今はもう大体、どこの学校のタブレットがあるという前提でQRコードがあって、それを読み取ったらすぐもう図面が出るだとか、次の説明があるだとかということになってくるので、教員としても説明がしやすい、展開が教えやすいというところになってくるのかなという事柄でいうと前回と同じところが大体採択されてきているのかなと、そんな印象を受けています。

あと、僕ら、あまり協議会の中では言いませんけれども、会議外ですけれども、やはり教科書持って、どっち重いかなとか、重たいとかとよく言われるので。今、どちらかというところ、例えばこういうふうに教科があると、上下で分けたりするのです。そうすると、1冊年間の分、持っていくのが重いよりは、分けることによって、前期分はこの半分持っていけばいいよという、そういう工夫もしてもらおうと、子どもたちも持っていきやつを全部持っていくよりは、例えば一つの教科が半分に分かれていけば、前半、後半で分かれて持っていくということだとかということが出来るかなという気はしています。

それでは、特によろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○有田教育長　　それでは、議案第23号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長　　それでは、議案第23号は、原案のとおり決定しました。

次に、議案第24号令和6年度に使用する中学校用教科用図書の採決についてを議題とします。

事務局より、提案理由の説明をお願いします。

○副島次長　　それでは、議案第24号について御説明をいたします。

令和6年度に使用する中学校用教科用図書を採択する必要があるため、御提案とさせていただきます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定により、令和6年度に使用する中学校用教科用図書を次のとおり採択する。

記。

1、中学校用教科用図書一覧。

種目と発行者でございます。

国語、教育出版。

書写、教育出版。

社会、地理的分野、歴史的分野、公民的分野、いずれも東京書籍。

地図、帝国書院。

数学、東京書籍。

理科、新興出版社啓林館。

音楽、一般、器楽合奏、いずれも教育出版。

美術、日本文教出版。

保健体育、G a k k e n。

技術家庭、技術分野、家庭分野、いずれも開隆堂出版。

外国語、教育出版。

道徳、東京書籍。

以上、採択しようとするものです。

先ほども説明いたしました、陸別町立学校の教科書は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び同法施行令第15条に基づき、教科用図書採択地区、十勝町村の場合は第12地区教科書採択教育委員会協議会において採択を決定した教科書を4年間使用することとなります。

中学校の令和6年度に使用する教科書は、令和2年度に採択が決定されたもので、令和3年度から令和6年度まで使用するものであります。

議案書の12ページ、13ページに関連する法令、14ページから19ページに協議会での採択結果と理由を掲載しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、議案第24号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○有田教育長 では、議案第24号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

これが先ほど同様に採択がもう3年、当然、教科書、3、4、5、6、来年度まで4年目ということなので、一応、形的に教育委員会で採択を毎年毎年、翌年度の図書を決定す

るという、議決をするというだけでありますので、来年、この同じ教科書を使って、来年、令和6年度にまた、令和7年度から使う教科書を、中学校用教科書を、また協議会を開いて、新たな教科書を選び直すという形になろうかなというふうに思っています。

こちらも、特によろしいですか。

(「はい」の声あり)

○有田教育長　それでは、議案第24号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長　異議なしと認め、議案第24号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択についてを議題とします。

事務局より、提案理由の説明をお願いします。

○副島次長　説明の前に資料の回覧をお願いいたします。ちょっと中身が厚いので、以前もやっていたと思うのですが、資料、この場で回覧していただいて、確認していただくということで。

それでは、議案第25号について御説明をいたします。

令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する必要があるため、御提案とさせていただきます。

令和6年度使用の小学校及び中学校教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について、次のとおり採択する。

記。

1、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書。

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、令和6年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料〈令和5年6月、北海道教育委員会作成〉の全ての図書を採択する。

議案書21ページに関係法令を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

ただいま、令和5年6月に北海道教育委員会が作成いたしました採択参考資料を委員の皆さんの回覧に供しておりますけれども、内容の御確認をお願いいたします。

今、御確認いただいている採択参考資料につきましては、義務教育諸学校の校長が令和6年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書として一般図書を採択する場合の参考に供するため、令和5年度北海道教科用図書選定審議会の答申に基づき、北海道教育委員会が作成したものでございます。

議案書の7ページと14ページのそれぞれ最下段に記載されておりますけれども、第12地区教科書採択教育委員会協議会においても、全ての図書を採択するとの決定がなされていることを併せて報告いたします。

この一般図書を採択していただけたら、当町の場合、特別支援学級については、各学校長の裁量で検定済みの教科書以外の一般図書を用いることができるというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第25号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○有田教育長 では、議案第25号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

教科用図書以外の教科用図書ということもあって、参考図書みたいな形になりますので、通常の教科と違って1社に限定するという事になって、そこの中から各学校長の裁量で適切な参考図書を選んでいただいて、活用するという事になります。

○有田教育長 たくさんあり過ぎて。

○後藤委員 こんなにあるのですね。使うほうも迷うよね。

○有田教育長 特によろしいですか。

(「はい」の声あり)

○有田教育長 それでは、議案第25号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 異議なしと認め、議案第25号は、原案のとおり決定いたしました。

ここでちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時26分

○有田教育長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の議案ですが、議案審議の前に議案第26号については、教育事務の議会の議案について、町長への意見の申し出申に関する事項でありますので、陸別町教育委員会会議規則第7条第1項第4号の規定により、非公開としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 異議なしと認め、非公開とします。

(以下、非公開)

これより、会議を公開いたします。

---

### ◎その他の事項

---

○有田教育長 次に、その他に入ります。

委員の皆さんから何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 事務局から何かありますか。  
(「特にありません」の声あり)

---

◎閉会宣言

---

○有田教育長 それでは、以上をもちまして、令和5年第11回陸別町教育委員会会議を閉会といたします。  
御苦労さまでした。

閉会 午前10時29分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 後 藤 和 美

会議録作成職員 遠 藤 香 奈